

子どもが子どもらしくいられるために

「子どもの貧困対策法」の見直し議論を！

～「小さく産んで大きく育てる」を党派を超えてみんなで実現しよう～

▼2019年1月、「子どもの貧困対策法」施行から5年に

「政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」

(子どもの貧困対策の推進に関する法律 附則 第2条)

○子どもの貧困は**社会の課題** 条文追加を

アンケートには1500人を超える子どもと保護者からご協力をいただき、切実な生活状況や声をお預かりしました。今まであすのばに関わってきた子ども・若者たちも社会で理解が深まることを願っています。さらに社会全体で対策を推進していくため、自殺対策基本法のように子どもの貧困が社会の課題であることを基本理念に追加してください。

<自殺対策基本法2条2項>

自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない

○子どもの未来のため 子どもの「**今**」へも対策の投資を

中間報告では69%の世帯で子どもが「塾・習い事」をあきらめ、乳幼児の頃から厳しい状況が続く世帯では75%にのぼりました。他にも幼少期からの困窮で、子どもたちは「あたりまえ」や「つながり」、「おもいで」など様々なあきらめ体験を積み重ねながら大人の階段をのぼらなければいけません。今がなければ未来にある支援策にたどりつけない「あきらめの連鎖」を生まないためにも、子どもの将来だけでなく、「今」へも生まれ育った環境に左右されない対策をすすめる法律にしてください。

○再分配をすすめ「**貧**」にも家族まるごとの対策推進を

平均総年収206万円は「平成28年度ひとり親世帯等調査」の母子世帯348万円より142万円も低い結果でした。就業率は74%にもかかわらず世帯の86%は300万円未満の生活を送り、52%の世帯は貯金もない状態です。また、高校1年生の3人に1人はアルバイトをはじめ、学校の費用や家庭の生活費に使う現状は「かわいそう」ではなく「あってはならない」現状です。教育や進学のコスト負担軽減や経済的な福祉制度充実へのニーズも高く、家族まるごとで「万能薬」である経済的支援や貧困率の削減目標を追加するなど、貧困の「貧」への対策をさらに拡充する法律にしてください。

○生活保護や乳幼児など…**きめ細かく柔軟な対策充実を**

中間報告では生活保護世帯が「進学・就職」、「部活動」、「海水浴やキャンプなどの体験」などであきらめた割合が高い結果となりました。乳幼児の頃から生活が厳しい状況の続く世帯の割合も高く、今回ご協力いただいた保護者の82%はひとり親です。生活保護や乳幼児、ひとり親、社会的養護などさらなる実態の把握に加え、情報周知も含めてそれぞれの状況に応じたきめ細かく柔軟な対策推進が必要です。大綱記載事項をさらに充実させた法律にしてください。

○**学校**をすべての子どもたちが大切にされる場所に

小学校から厳しい状況が続く子どもの24%は学校を居場所と思えず、高校の頃から厳しい状況の11%、中学校の頃から厳しい状況の13%と比べても高い割合です。保護者も幼少期からの困窮によって子どもの学校との関係が悪くなる傾向があります。義務教育の完全無償化や高校の費用負担軽減などによって制服や学用品、給食費などで嫌な思いをしてしまう子どもを減らし、学校や教員への貧困に対する理解を深め、学校を多様な進路にすすむすべての子どもたちが大切にされる場所にする法律にしてください。

○全国調査の実施で**多面的な貧困指標開発とその改善を**

今回のアンケートで全国縦断的な貧困の状況が見えてきました。実態の「見える化」はさらなる対策推進のために必要不可欠です。また、貧困によって剥奪される「あきらめ体験」や今の子どもたちに等しく必要な「必需品」を測るなど、多面的な実態把握も重要です。各自治体で実態調査がすすめられてきていますが、国による全国調査の実施で経済的指標だけではない多面的な貧困指標の開発とその改善を目指す法律にしてください。

○さらに**地域**の対策をすすめていくための推進体制を

全国では世帯の86%が300万円未満の生活状況でしたが、九州・沖縄地方では91%とそれ以上に高い割合でした。また、給付金の使い道で定期券や自転車など通学関係に使った世帯も多く、子どもが暮らす地域によって通学のためにお金が多くかかることもあります。地域の実情に応じた対策をさらにすすめるため、そして、地域によって対策の格差を生まないためにも現在の都道府県計画を「努力義務」から「義務」へ、市町村計画の策定も義務づける法律にしてください。

子どもの貧困対策は、貧困状況にある子どもたちを救済するものだけではなく、すべての子どもやその保護者、そして、私たちみんなが安心して暮らし夢や希望に向かって歩むことのできる社会へ向けた「生きる支援」です。今回の7つの提言が超党派による「子どもの貧困対策法」の見直し議論につながり、ご協力いただいた子どもと保護者、みんなが「良かった」と実感できる、さらなる対策推進の第一歩が踏み出されることを切に願っています。